

ひとり親

母子相談

内 容：母子自立支援員が母子家庭・父子家庭・寡婦の皆さんが抱えている生活上の問題についての相談や就業についての相談、情報提供を行い、問題解決のお手伝いをしています。お気軽に、ご相談ください。

実施日：月曜日～金曜日 事前の予約をお勧めします。

場 所：子育て支援課（市役所 1 階 8 番窓口）

問い合わせ先 子育て支援課 ☎563-2111 内線 1764・1765

児童扶養手当

対 象：18歳に達した年度末までの次のような児童(障害のある場合は20歳未)を養育している母または養育者。(所得制限あり)

- ・母子家庭または父が重度の障害者
- ・引き続き父に1年以上遺棄されている
- ・引き続き父が1年以上拘禁されている
- ・未婚の母子
- ・両親がいない児童

内 容：全部支給に該当の場合 月額41,720円
一部支給に該当の場合 月額41,710円～9,850円

【一部支給の計算例】

手当額＝41,710円－(受給者の所得額－所得制限限度額)
×0.0184162(10円未満四捨五入)

所得額には養育費8割相当が加算されます。

※児童2人目以降の加算あり。

問い合わせ先 子育て支援課☎563-2111 内線 1761・1762・1763

児童育成手当（育成手当）

対 象：18歳に達した年度末までの次のような児童を養育している父、母、または養育者。(所得制限あり)

- ・ひとり親家庭
- ・父または母が重度の障害者
- ・引き続き父または母に1年以上遺棄されている
- ・引き続き父または母が1年以上拘禁されている
- ・未婚の母子
- ・両親がいない児童

内 容：対象児童1人当たり 月額13,500円

ひとり親家庭等医療費助成制度

対 象：18歳に達した年度末までの次のような児童（障害のある場合は20歳未満）を養育している父、母、養育者及びその児童（所得制限あり）

- ・ひとり親家庭
- ・父または母が重度の障害者
- ・引き続き父または母に1年以上遺棄されている
- ・引き続き父または母が1年以上拘禁されている
- ・未婚の母子
- ・両親がいない児童

※健康保険の加入状況が確認できない、生活保護を受けている、里親に委託されている、児童福祉施設（母子支援生活施設を除く）等に措置入所している、申請者または扶養義務者の所得が一定額以上あるときは対象外です。

利用方法：東京都内の医療機関の場合は、㊦医療証と健康保険証を一緒に提示してください。

都外の医療機関等では、㊦医療証が使えませんので、後日、市へ「医療費の返還」手続きをしてください。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

対 象：母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんあるいはお子さんが、一時的な傷病等で日常生活にお困りのときなど、次に該当する家庭に一定期間ヘルパーを派遣します。

（所得に応じた自己負担があります。所得360万4千円までは負担がありません。）

- ・小学3年生以下の児童がいる家庭
- ・ひとり親となって2年以内の家庭
- ・日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合
- ・ひとり親家庭の親または義務教育修了前の児童が一時的傷病の場合
- ・親族などの冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合
- ・ひとり親家庭の親が技能習得のための通学、就職活動、出張、学校の公式行事への参加等をする場合など。

内 容：育児、家事全般 1日1回 月12回まで（1日8時間以内）

東京都母子福祉資金の貸付

- 対 象：都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母等で、20歳未満のお子さんを扶養している方
- 内 容：事業開始資金、就学支度資金、修学資金、転宅資金、技能習得資金、生活資金、特例児童扶養資金など

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 563-2111 内線 1764・1765

東京都女性福祉資金の貸付

- 対 象：配偶者がいないか、都内に6か月以上お住まいの女性で、次に該当する方
- ・親、子、兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
 - ・親、子、兄弟姉妹などを扶養していない方は、年間所得が203万6千円以下で、次のいずれかに該当する方
 - ①かつて母子家庭の母として子を扶養したことがある方
 - ②婚姻歴のある40歳以上の方
- 内 容：事業開始資金、就学支度資金、修学資金、転宅資金、技能習得資金、生活資金など

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 563-2111 内線 1764・1765

母子生活支援施設

- 対 象：18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合にお母さんと子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。
- 内 容：居室の提供、母子指導員による自立支援、就労支援などや少年指導員による子どもの学習指導などを行っています。所得より本人負担があります。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎563-2111 内線 1764・1765

所得税、市民税・都民税の所得控除

対 象：寡婦、寡夫

寡婦とは：次の①②どちらかにあてはまる方

①夫と死別、夫が生死不明で、合計所得が500万円以下
(合計所得金額が500万円を超えていても、扶養親族を有していれば該当します。)

②夫と離婚し、扶養親族を有する

寡夫とは：次の①②③すべてにあてはまる方

①妻と死別、離婚、妻が生死不明

②合計所得が500万円以下

③扶養親族である子を有する

内 容：所得金額から27万円(市民税・都民税は26万円)を控除できます。なお、寡婦に該当し、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の方は、プラス8万円(市民税・都民税はプラス4万円)を控除できます。

問い合わせ先 課税課 ☎563-2111 内線 1051

